

人間文化研究機構連携研究員規程

平成18年 3月31日

人間文化研究機構規程第110号

平成22年7月6日改正

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）における連携研究員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 連携研究員とは、機構が行う人間文化研究の連携共同推進事業による連携研究（以下「連携研究」という。）に参加し、機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の研究教育職員と共同して研究を行う機構外の研究者とする。

(資格)

第3条 連携研究員として参加できる者は、大学その他の研究機関の研究者又はこれと同等の研究能力を有する者とする。

(委嘱)

第4条 連携研究員は、連携研究の研究代表者が属する機関の長が委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 連携研究員の委嘱期間は、連携研究の研究期間の範囲内とする。

(施設等の利用)

第6条 連携研究員は、当該連携研究のために、機関の施設、設備、文献、標本資料等を利用することができる。

(旅費等の支給)

第7条 連携研究員には、別に定める人間文化研究機構旅費規程に基づき、旅費及びその他必要と認めるものを支給することができる。

(研究成果の公表)

第8条 連携研究員が、機関において行った連携研究にかかわる研究成果を公表するときは機構における連携研究の成果であることを明示しなければならない。

(規程等の遵守)

第9条 連携研究員は研究を行うに当たっては、機構の規程その他の定めを遵守しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、連携研究員の受入に関し必要な事項は、機関の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月6日から施行する。